

## 事案の公示

道路運送法施行規則第55条の規定により下記のとおり公示する。

四国運輸局長 河野 順

記

(事案の種類)

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	事案の概要	路線	備考
令和6年 旅A第1号	徳島バス株式会社	申請年月日：令和6年5月13日 申請改定率：31.59%（平均） 【現行】 初乗運賃：110円、120円、130円 対キロ区間運賃：基準賃率※ 40.40円 26.90円 37.10円 28.10円 ※上記基準賃率を基に算出した額に110/108を 乗じた金額が現行の上限運賃額 徳島市内均一運賃：210円 【改定（予定）】 初乗運賃：170円 対キロ区間運賃：基準賃率 53.40円 徳島市内均一運賃：250円	一般路線バス 全路線	※一部区間を除く

### 【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を四国運輸局自動車交通部旅客課又は徳島運輸支局輸送・監査部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期日当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の種類及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知いたします。